

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案について

平成 20 年 7 月
国 土 交 通 省

1. 背景

第 169 回通常国会において、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号。以下「観光圏整備法」という。）が成立し、平成 20 年 5 月 23 日に公布されたところである。

本政令案は、観光圏整備法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものである。

2. 概要

①「観光圏内限定旅行業者代理業」関係の規定の整備

観光圏整備法においては、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の特例として、国土交通大臣による観光圏整備実施計画の認定を受けた場合に、宿泊事業者が旅行商品の代理販売を行うことができることとする「観光圏内限定旅行業者代理業」の制度を新たに設けた（観光圏整備法第 12 条）。

これに伴い、旅行業法施行令（昭和 46 年政令第 338 号）等を改正し、報告徴収等の観光圏内限定旅行業者代理業者に係る事務を国土交通大臣が自ら行うこととする等所要の規定の整備を行う。

②その他

観光圏整備法の附則第 6 条において「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」（平成 9 年法律第 91 号）の題名が「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に改められたことに伴い関係政令の規定を改正する等、所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

事務次官等会議	平成 20 年 7 月 10 日（木）
閣議	7 月 11 日（金）
公布	7 月 16 日（水）
施行	7 月 23 日（水）